

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

2008年12月5日、企業会計基準委員会から「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（以下、本取扱い）が公表されました。

これは、国際会計基準審議会（IASB）の基準改正を受け、日本でも同様の処理を容認する内容で、公表日から2010年3月31日までの期限付きの規定となっています。

本取扱いによれば、従来は認められていなかった債券の保有目的の変更が、一定の要件の下で認められるため、時価の下落による業績の悪化を避けることが可能となります。

1. 背景

100年に一度と言われる金融危機に対応した国際会計基準審議会（IASB）の基準改正を受け、会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）の視点から、日本でも同様の処理を容認するものです。

2. 債券とは

債券とは、国・株式会社などが多くの投資家から均一条件で大量の資金を借り入れる場合に発行する一種の債務証券で、その発行者に対する債権を表示した有価証券です。

具体的には、国債・地方債・社債が該当します。

3. 保有目的区分の変更が認められるパターン（変更前 変更後）

一定の要件を満たす場合に、以下の保有目的区分の変更が認められることになりました。

A 売買目的有価証券	その他有価証券	（従来の変更要件の追加）
B 売買目的有価証券	満期保有目的の債券	（従来、変更は不可）
C その他有価証券	満期保有目的の債券	（従来、変更は不可）

4. 変更が認められる要件

前提条件…「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下し、保有する債券を時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」で、且つ

- A・B（売買目的有価証券からの変更）は、「企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにした場合」
- B・C（満期保有目的の債券への変更）は、「満期保有目的の債券の定義及び要件を満たした場合」

に区分の変更が認められます。

お見逃しなく！

1. 本取扱いに従って行われた債券の保有目的の変更は、適用初年度における会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することに加え、一定の注記が必要になります。
2. 本取扱いの末尾に、議決に反対した委員から「会計方針を変更しても実態が変わるわけではなく、単に評価損の発生を回避するだけで経営者のモラルハザードを招く恐れがある」等、この取扱いの危険な一面が指摘されており、他に類を見ない内容となっています。

従って適用に当たっては、保有目的の変更が経営の実態と整合しているか否か等、慎重かつ実質的な視点での検討が求められます。

3. 振替は時価をもって行い、振替時の評価差額は当期の損益になります。